（地域間売買取引の決済に係る利益の納付）

第百三十二条の十一　卸電力取引所は、毎事業年度末において、翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額が零以上であるときは、法第九十九条の八の規定により、推進機関に対し、翌事業年度の四月三十日までに当該金額を納付するものとする。

2　前項の収入の額は、次の各号に掲げる額を合計して得た額をいう。

一　毎事業年度末までに行われた翌日市場における地域間の売買取引（以下この条において「地域間売買取引」という。）を法第九十八条第三項の規定により地域ごとに算定された取引価格（次号において「地域取引価格」という。）で決済することにより卸電力取引所が得る額

二　毎事業年度末までに行われた地域間売買取引に係る地域取引価格の差額（以下この条において「地域間値差」という。）と、卸電力取引所が販売する当該地域間値差に相当する額をあらかじめ確定するための商品（次項第一号において「地域間値差固定商品」という。）の価格との差額として当該事業年度末までに卸電力取引所が取引参加者から支払を受ける額

3　第一項の費用の額は、次の各号に掲げる額を合計して得た額をいう。

一　毎事業年度末までに行われた地域間売買取引に係る地域間値差と地域間値差固定商品の価格との差額として当該事業年度末までに卸電力取引所が取引参加者に支払う額

二　前項各号及び前号に関する事務費

4　卸電力取引所は、第一項の金額を当該金額が生じた事業年度の損益計算書に費用として計上するものとする。

（市場開設業務の休廃止）

第百三十二条の十二　卸電力取引所は、法第九十九条の九第一項の規定により市場開設業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、様式第八十三の十の市場開設業務休止（廃止）許可申請書を提出しなければならない。

（役員の選任等の認可の申請）

第百三十二条の十三　卸電力取引所は、法第九十九条の十の規定による役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、様式第八十三の十一の役員選任（解任）認可申請書に選任又は解任の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

第百三十三条の二　法第百七条第十五項において準用する同条第十三項の証明書は、様式第八十四の二によるものとする。

別表第二（第六十二条、第六十五条関係）

工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
発電所		
一　［略］	1　［略］	1・2　［略］
二　［略］		
（一）　［略］	［略］	［略］
（二）　［略］		
1　［略］	［略］	［略］
2　［略］		
(1)～(7)　［略］	［略］	［略］

［新設］

（市場開設業務の休廃止）

第百三十二条の十　卸電力取引所は、法第九十九条の七第一項の規定により市場開設業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、様式第八十三の十の市場開設業務休止（廃止）許可申請書を提出しなければならない。

（役員の選任等の認可の申請）

第百三十二条の十一　卸電力取引所は、法第九十九条の八の規定による役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、様式第八十三の十一の役員選任（解任）認可申請書に選任又は解任の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

［新設］

別表第二（第六十二条、第六十五条関係）

工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
発電所		
一　［略］	1　［略］	1・2　［略］
二　［略］		
（一）　［略］	［略］	［略］
（二）　［略］		
1　［略］	［略］	［略］
2　［略］		
(1)～(7)　［略］	［略］	［略］